

3 インドネシア

インドネシアでは WTO/TRIPS 協定発効を契機として、近年、知的財産権に関する法整備を推進している。特に 2000 年から 2002 年には TRIPS 整合的な知的財産権法の整備が進んだ。こうした政府の活動に伴い、社会における知的財産権侵害に対する意識も高まっているが、他方で法整備もまだ不十分な点が指摘されている。

課題としては、(1) IP 権利者が税関に対して直接差し止め請求をすることができず、まず裁判所の命令を得なければならない点、(2) 関係各省連携スキームの機能が効率的に機能しなくなっている点、の 2 点が挙げられる（詳細は 1.3.4 知的財産対策チーム参照）。

インドネシアにおいては、日系企業による活動とインドネシア側企業団体 KADIN との連携が進んでおりインドネシア政府側も重視している点は注目できる。また、他国と異なる PPNS のスキームは、権利者の救済措置として他国にない制度として留意すべきである。

なお、インドネシアでの海賊版の問題から、アメリカ合衆国では 2002 年から 2006 年まで、合衆国通商法のスペシャル 301 条によって、インドネシアを知的財産権優先監視対象国（Priority Watch List）に指定していたが、2006 年 11 月にはレベルを下げ、監視国（Watch List）に分類している。

3.1 侵害物品の取締りに係る根拠法令

インドネシアにおいては、商標と著作権について知財の侵害物品の水際措置がとられている。商標に関しては、商標法第 85 条から 88 条で、著作権に関しては、著作権法第 67 条から 69 条で、それぞれ規定し、これらを受ける形で 1995 年関税法第 54 条及び 62 条で輸出入の差し止め規定が設けられている。しかし、税関の差し止めの執行については、裁判所の仮差し押さえの命令が必要であり、従前より制度改善が期待されている権利者から税關に対しての直接申告（申請）による差し止め措置については未だ施行規則等の制定をみていません。さらに、「法令や規則の未整備により関税法が機能していないこと、取締りのための体制が不整備であることにより」知的財産権侵害疑義物品の国境での取り締まり措置は事実上実施されていないとの日系企業関係者の指摘もある。現在、法令及び規則の見直しをすべく法改正が行われている¹。

なお、知的財産権に係る法令は以下の通りである。

- Law of the Republic of Indonesia Number 19 Year 2002 Regarding Copyright
- Law of the Republic of Indonesia Number 31 Year 2000 Regarding Industrial Designs
- Law of the Republic of Indonesia Number 32 Year 2000 Regarding Layout Designs of Integrated Circuits

¹ 法務人権省知的財産権総局工業所有権会税プロジェクト専門家宮本一也「インドネシア知的財産権事情」2008 年 1 月 29 日。

- Law of the Republic of Indonesia Number 14 Year 2001 Regarding Patents
- Law of the Republic of Indonesia Number 15 Year 2001 Regarding Marks
- Law of the Republic of Indonesia Number 30 Year 2000 Regarding Trade Secret

関税法第 54 条、62 条の規定は以下の通りである。

- | | |
|-----|--|
| 54条 | 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税關において一時的に差し止めるよう命令を発することができる。 |
| 62条 | 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれが侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる ² 。 |

2006 年に、大統領令 (Decree No.4 of 20063) が出され、大統領の直轄に知的財産権侵害防止のためのタスクフォース (National Team on the Tackling of Infringements of Intellectual Property Rights) が設置されている。

3.2 水際取締手続と運用状況

未だ活用された実績はないものの、インドネシアの税關総局 (Directorate General of Customs and Excise; DGCE) が水際取締り全般を担当している。インドネシアの税關は関税法に基づき、権利者の申請によって商務裁判所から出される裁判所命令によって水際取締を行う場合と、税關自らのイニシアティブによる職権による行為のいずれかに基づいて実施している。

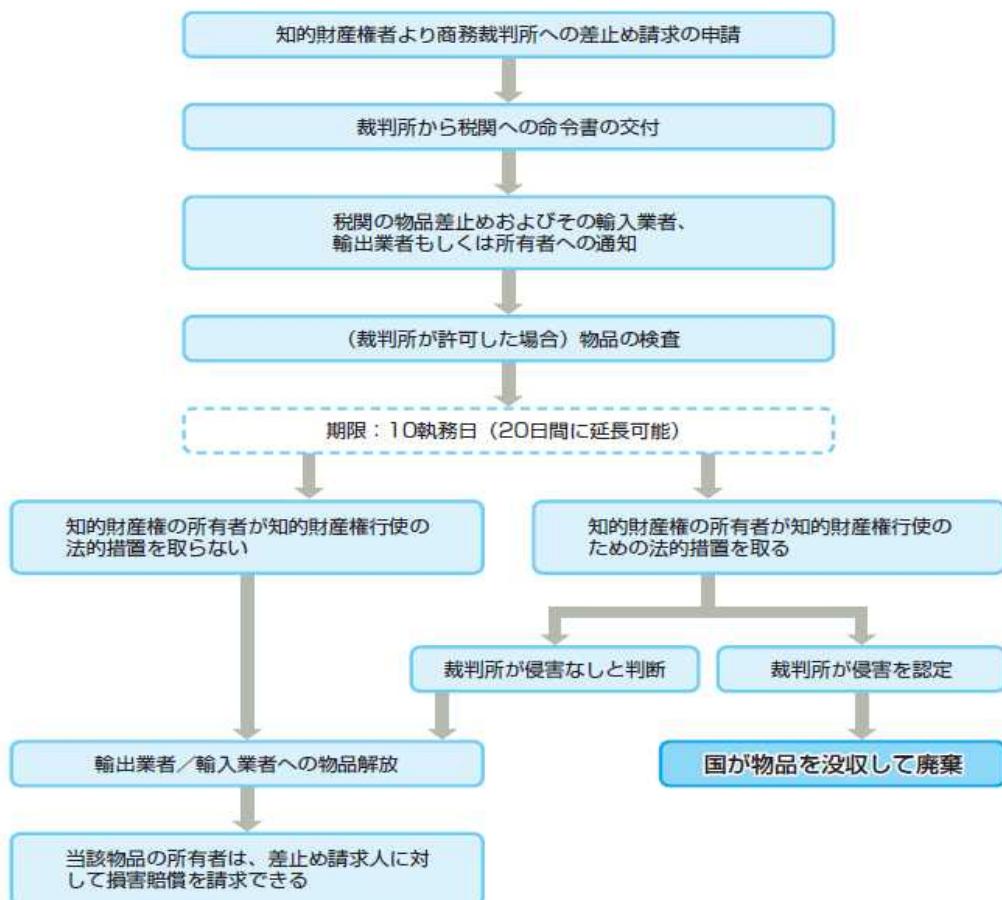
以下の図表は、権利者の申請による場合である。なお、関税法には商標権および著作権侵害疑義製品の輸入および輸出差し止め規定があるが、税關への申請手続きに関する施行規則はまだ制定されていない⁴。

² JETRO 「知的財産権情報 模倣対策マニュアル インドネシア編」より該当条文

³ 2006 年 3 月 27 日に署名。

⁴ JETRO 「 ASEAN・インド知財保護ハンドブック 」2007 年。

図3.1 インドネシアにおける水際取締手続きの流れ



出所：JETRO『アセアン・インド知財保護ハンドブック』(2007年)

侵害品の水際取締りに関し、次の事実が当局等からの説明によって把握された。

一点目は、通過（トランジット）に関する侵害品の取締りに関する規定は設けられておらず、実績もない。二点目として、保証金についての詳細規定を含む細則は現在検討中である。三点目として、商標の登録システムを知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights; DGIPR）が管理・運営しているが、これを拡張して真贋判断に関する情報を盛り込み、税関も含めた関係省庁が共有できるシステムを構築することが有用だと考えている（DGIPR談）。この点に関しては、複数の日系企業から、相当以前から同様の計画について聞くが実現に向けた進捗がない模様である点、真贋判断の情報漏えいが懸念されることからシステム構築には賛成できないとする点などの指摘があった。

インドネシアにおける侵害物品の差し止めに関する課題としては、裁判手続きの問題が指摘されている。すなわち、インドネシアの当該水際措置では、制度的手続き的には、権利者が商業裁判所に対し差し止めを申請すれば、裁判所命令に基づき税関が水際での差

し止めをすることが可能となっている。しかし、裁判所は、申請対象が権利侵害物品であるとの十分な証拠に基づく判断を下さなければならず、権利者にとっては裁判所手続きによるだけでなく、十分な証拠を提出するといった大きな負担を強いられているのが実態である。また、水際での差し止めは、緊急性を有する場合が多く、裁判所の手続きは長時間を要し、実態として有効な措置として機能しない。こうした理由から、権利者サイドから請求に基づいた水際での差し止めの実績は未だない。

【参考】インドネシア商標法における裁判所手続きに関する規定

第 XII 章 裁判所の仮決定

第 85 条

十分な証拠に基づいて、権利を侵された者は商務裁判所裁判官に、次に関する仮決定の発出を請求することができる。

- (a) 標章侵害行為に関連する商品が流通することの防止
- (b) 当該標章侵害に関連する証拠の保全

第 86 条

- (1) 仮決定の請求は、次の要件に従って、商務裁判所に書面で行われる。
 - (a) 標章所有者であることの証拠を添付する。
 - (b) 標章侵害の発生に関する強い虞があるという証拠を添付する。
 - (c) 証明のために要求され、捜し求められ、収集され及び保全された証拠品及び／又は証拠文献について明確に申し立てる。
 - (d) 標章を侵害したと思われる者が、容易に証拠を隠滅する虞があることを申し立てる。
 - (e) 現金又は銀行小切手により保証金の支払をする。
- (2) 第 85 条にいう仮決定がなされた場合、商務裁判所は、その措置を受ける当事者に通知して、意見陳述の機会を与える。

第 87 条

商務裁判所が仮決定を発した場合、当該紛争を審理した商務裁判所裁判官は第 85 条にいう仮処分を変更するか、取り消すか、是認するかの決定を、当該仮決定の日から遅くとも 30 日以内にしなければならない。

第 88 条

- (a) 仮決定が是認された場合、既に支払われた保証金は、決定を求めた当事者に返還され、当該当事者は第 76 条にいう訴訟を提起することができる。
- (b) 仮決定が取り消された場合、既に支払われた保証金は、仮決定に対する補償として、措置を受けた当事者に与えられる。

3.3 税関による侵害物品の取締実績

インドネシアでは税関に申請するための手続きに関して、施行規則がまだ制定されていないため、知的財産の権利者からの申請に基づく差止めは、これまで行われたことがない。スカルノハッタ国際空港の税関は職権 (*ex officio*) によって、海賊版の CD 等を押収した実

績があるが、2004年ではわずか15件に留まっていた⁵。ところが、米国通商法スペシャル301条に基づく監視対象国インドネシアを知的財産権優先監視対象国（Priority Watch List）への指定の改善をにらみ、税関および国内の取り締まりは大幅に強化されている。そのため米国通商代表部は2006年11月にはレベルを下げ、監視国（Watch List）に分類している。

なお、WTO資料によると、1998年から2000年までの税関での偽造商標や海賊版の差止め件数は以下の通りである。

表3.1 税関での差止め件数及び物品

種類	1998年		1999年		2000年(2月まで)	
	件数	差押品数	件数	差押品数	件数	差押品数
VCD	4件	30,102	17件	194,536	7件	16,352
Audio CD	3件	8,797	4件	29,153	1件	35
CD Games	1件	5,600	2件	24,670	-	-
CD-ROM	2件	20,470	-	-	1件	160

出所：WTO, Review of Legislation, Indonesia (2004) より MURC 作成

なお、インドネシアにおける知的財産侵害物品については、以下の図表が示すように、著作権の侵害が大部分を占めている。

表3.2 知的財産権侵害物品数

	2004	2005	2006
著作権	199	429	1,443
商標	61	63	69
デザイン	5	9	9
特許	1	4	0
総計1	266	505	1,521

出所：Indonesia State Police、Hakindah International

3.4 税関及び知的財産担当部門の組織概要

税関総局（Directorate General of Customs and Excise; DGCE）

インドネシアで水際取締全般を担当する税関総局（Directorate General of Customs and Excise; DGCE）は、以下の8部署から構成されている。

1. Directorate of Customs Technique
2. Directorate of Customs Facility
3. Directorate of Excise
4. Directorate of Prevention and Investigation

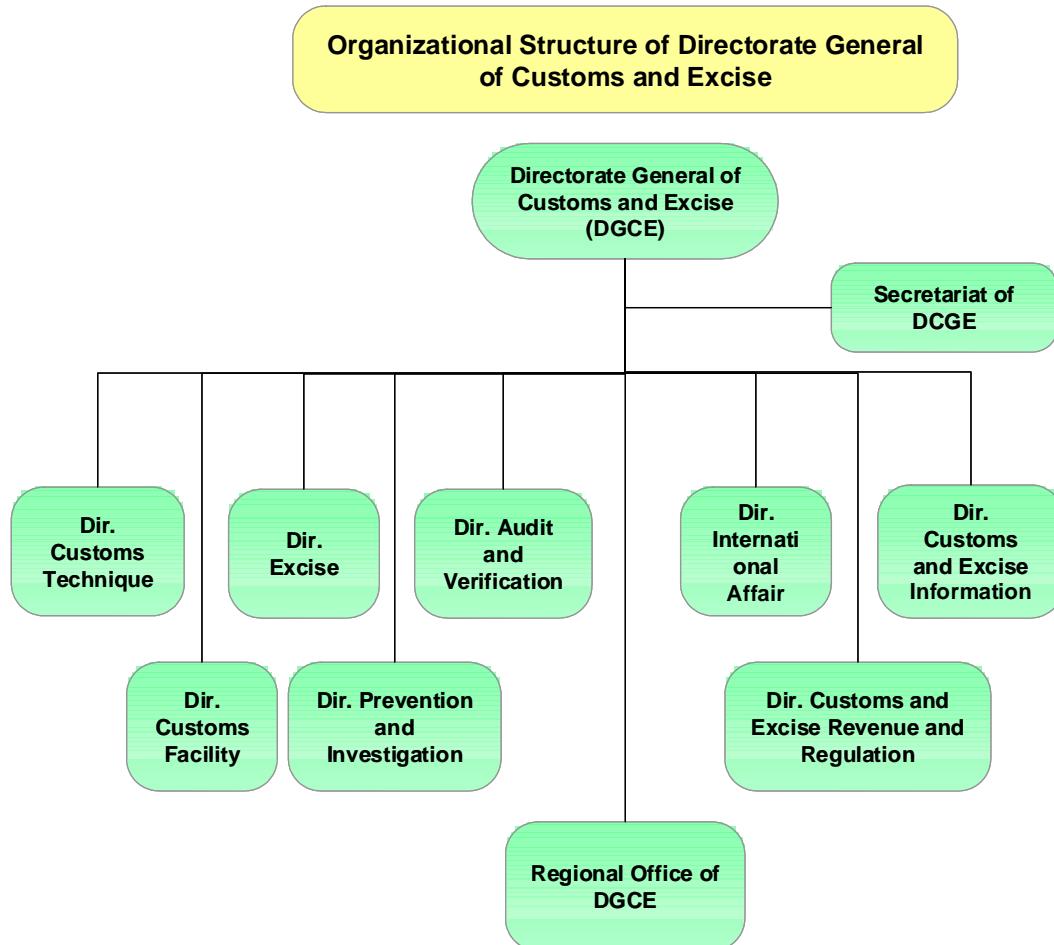
⁵ JETRO「模倣品対策マニュアル インドネシア編」(2005年)

5. Directorate of Audit and Verification
6. Directorate of International Affair
7. Directorate of Customs and Excise Revenue and Regulation
8. Directorate of Customs and Excise Information

Directorate of Prevention and Investigation (予防調査局) が税関総局において、知的財産権侵害物品に対する水際取締の全般の調整を担当している。予防調査局の具体的な活動内容については以下の項目が挙げられる。

- ・ 税関における予防措置や違反に対する措置についての政策立案
- ・ 税関における違反に対して措置を取ること
- ・ 予防措置及び違反に対する措置の調整
- ・ 税関における調査の調整

図 3.2 税関総局組織図

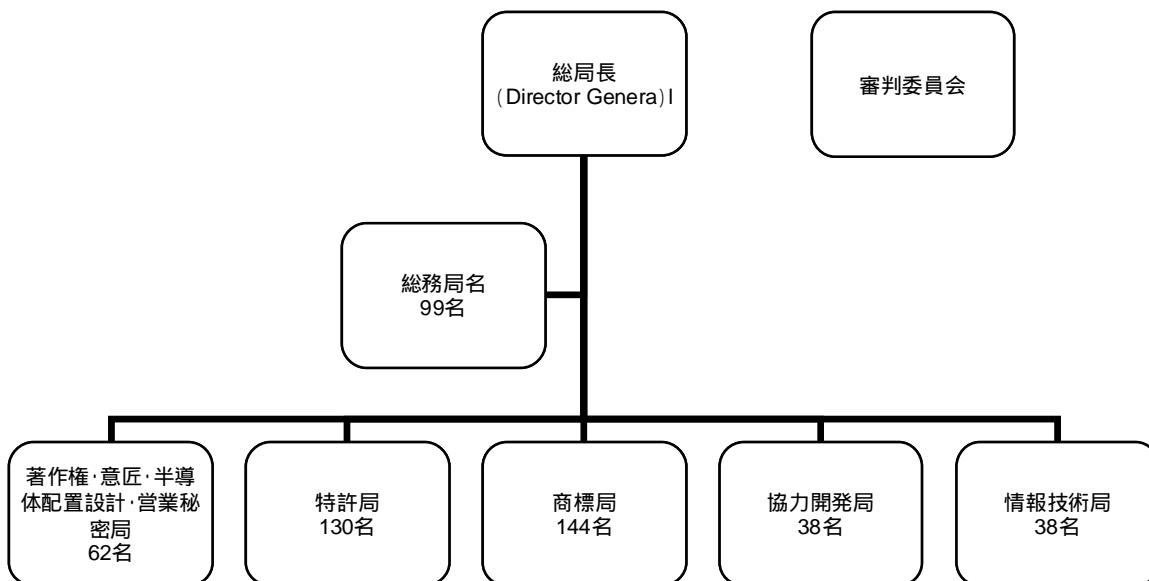


出所：DGCE ウェブサイト

知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights)

インドネシアの知的財産に関する行政は、法務人権省の知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights) が担っており、知的財産の申請・登録等について取り扱っている。DGIPR には、人員増加が図られており、総計 510 名の職員が配置されている（2008 年 1 月 29 日現在⁶）。

図 3.3 知的財産総局組織図



出所 : Annual Report DGIPR 2006

知的財産対策チーム (National Team on the Tackling of Infringements of Intellectual Property Rights: IPR National Team)

2000 年代初頭より大統領令により、知財当局 (DGIPR)、税関 (DGECE)、裁判所、検事局、警察の 5 省庁の連絡会議が設置されて以降、近年まで関係 10 省庁会議へと拡大し、情報交換・取り締まり実績等の見直しがはかられていた。今般、米国第 301 条の知財要注意国へのレベルダウンに対応すべく、新たな大統領令で同連絡会議を母体として 2006 年の大統領令に基づき、知的財産対策チーム (ナショナルチーム) が設置された。これは、10 省庁会議をさらに拡大し、制度的に確立したものである。しかしながら、メンバーが拡大したことにより、設置の背景から各省は情報提供・発言等に慎重となり、各省内部での情報とりまとめ・決裁手続き等により多くの時間を要するようになったため、各省の調整は更に難しくなっている。結果として、思うような実質的な活動が制限されているとの指摘も

⁶ DGIPR “List of Principal Officers”, as of January 29, 2008.

ある。

知的財産対策チームの主要な任務は以下の通りである。

1. 知的財産侵害に対する国家レベルの政策立案
2. 知的財産侵害に対する国家レベルの措置を設けること
3. 他の機関との調整を図りつつ、知的財産侵害物品に関する紛争解決に対する評価や戦略的課題の設定すること
4. 知的財産侵害をなくすため、知的財産権に対する認識を高め、教育を行うこと
5. 知的財産侵害対策のため、二力国間、多国間、地域間協力を強化すること

知的財産対策チームは、政治・法務・治安省大臣及び法務人権省大臣が調整を行う。また、知的財産総局、警察、税関を含む関係省庁や執行機関の職員によって構成されている。しかし、この対策チームは会合を開催したものの、知的財産侵害に対し特別の行動を未だ取っていないと指摘されている⁷。しかし、知的財産について知識や経験がある知的財産執行官をインドネシア全土における海賊版製品等の強制捜索を実施するために配置中である。

なお、人材面について、執行官の手続き執行にかかる教育が重要課題となっている。知的財産権の重要性、侵害行為の違法性といった点を普及啓発することは引き続き重要であるが、さらに水際措置の実効性を確保するためには、地方を含めて、正確な手続きが迅速に実施されるよう、手続き自体についての執行官の教育啓発が極めて重要となっている。当然、人材・陣容不足という課題は既に多く指摘されているところであるが、現職の人材のレベルアップや充実化の重要性を見過ごしてはならない。

例えば、商標法第 89 条、著作権法第 71 条に規定されている文民捜査官 (PPNS) の積極的導入など、エンフォース面での実質的省庁連携が推進されることが期待される。

【参考】文民捜査官についての規定

インドネシア商標法 第 XIII 章 捜査 (investigation) 第 89 条

- (1) インドネシア共和国国家警察の捜査官の他に、総局の特定の公務員に、標章分野 (field of marks) における犯罪捜査を行うために刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号にいう捜査官としての特別な権限が与えられる。
- (2) (1)にいう文民捜査官は、次に掲げる権限を有する。
 - (a) 標章分野における犯罪行為にかかる報告又は情報の信憑性に関する捜査を行うこと
 - (b) 標章分野における犯罪行為をした疑いのある個人又は法人に対して捜査を行うこと
 - (c) 標章分野における犯罪行為に関連して個人又は法人から情報及び証拠物件を収集すること
 - (d) 標章分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録その他の書類の検査を行うこと
 - (e) 証拠物件、帳簿、記録その他の書類が存在する疑いのある特定の場所において捜査を行い、かつ、標章分野における刑事訴訟において証拠として使用できる侵害の素材及び商品を押収

⁷ 2007 Special 301 Report 参照。

(http://www.usit.gov/Document_Library/Reports_Publications/2007/2007_Special_301_Review/Section_Index.html)

すること

(f) 標章分野における犯罪行為の捜査任務を遂行する範囲において専門家の支援を求めるこ
(3)(1)にいう文民捜査官は、インドネシア共和国国家警察の捜査官に対して捜査の開始及び
その捜査の結果を通知する。

(4)(1)にいう文民捜査官は、刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号第 107 条の規定に留意
して、インドネシア共和国警察の捜査官を通じて公訴官にその捜査の結果を送致する。

* インドネシア著作権法第 XII 章（捜査）第 71 条における捜査官に関する規定もほぼ同様の内
容となっている。

3.5 日本企業が直面する問題点

（1）日本機械輸出組合によるアンケート調査

日本機械輸出組合の貿易・投資円滑化ビジネス協議会によるアンケート⁸によると、イン
ドネシアにおいて、日本企業が直面する問題点および現地政府に対する要望は以下の通り
である。

表 3.3 知財保護に関して日本企業が直面する問題点と要望

区分	問題点内容	要望	意見元
知的財産権保 護の不足	不正商品（イミテーション、類似 商品）の増加によるブランド、知 的所有権の侵害がある。	<ul style="list-style-type: none">対象国における知的所有権対 策の強化。税関等での水際対策の強化。	日機輸
商標権保護制 度の未整備	模造品対策に有効となる商標の 税関登録 & 輸入時の税關におけるランダムチェック制度がない。	<ul style="list-style-type: none">商標の税関登録 & 輸入時の税 關におけるランダムチェック 制の導入を希望。	日機輸
	マドリッドプロトコル（商標の国 際出願制度）に未加入のため、商 標権に関するルールが未整備で あり、知的財産権保護制度が不十 分である。	<ul style="list-style-type: none">マドリッドプロトコル（商標 の国際出願制度）の加盟を希 望。	日機輸
職務発明	模倣品の輸入、製造及びその販売 のほか、工業意匠侵害で日系企業 が提訴されるなど法規則の運用 の問題も発生し複雑化してきて いる。その中で、従業員が職務上 生み出した改善、ノウハウ、アイ デア（発明）などを会社の所有物 として活用する方法を早急に見 出す必要がある。	（現在、本社指示のもと契約、規 定類の見直しを実施している。）	自動部 品

出所：貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）より MURC 作成

⁸ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）「2006年版各國・地域の貿易・投資上
の問題点と要望」、各國編（<http://www.jmcti.org/cgi-bin/main.cgi?Kind=Country> より入手）

(2) 現地ヒアリングによって把握された取組みと問題点

ジャカルタにおいては、ジャカルタ・ジャパン・クラブ（JJC）の調査部会（部会長はジエトロ）活動の一環として、進出日系企業が直面しているビジネス上の障害・問題点を調査し、その結果を政府関係機関等に提出・問題提起するなど、ビジネス環境の改善に向けた活動を実施。その一環として、知的財産権（IPR）問題については2006年12月よりIPR問題検討会（部会長はマンダム）を設置し、メンバー間の情報交換や改善事項の検討を実施している。2008年1月には、第8回IPR問題検討会を開催したほか、JJC、インドネシア、インドネシア商工会議所（KADIN）および日本政府の四者会合を実施するなど、積極的な働きかけを実施している。このなかで、日本とインドネシアの産業界が共同勧告を政府に対して提出している。この勧告は日イ共同であることから、単に日本企業からの要請ではなく、自国産業界からの要請もあるという点で政府サイドから注目されている。また、同勧告の中では、商業裁判所に対する権利者の申請手続きの具体的な制定、税関に対する企業等からの水際措置に関わる情報提供の詳細な方法等を提案している。さらに、商標・著作権に加え工業意匠権に関する手続きの強化等も求めている。

現在、新関税法成立の最終段階にあり、日本側は引き続き働きかけを行っているところである（2008年3月現在）。

なお、本年2月5日には、日系企業が税関担当者に対するセミナーを開催。日系企業数社が自社製品の真贋判定等について直接説明する始めての機会となる。なお、一部日系企業は、税関に対して自社製品の模倣品の見分け方などに関する周知を自主的に行ってはいたものの、成果につながりにくいのが現状であった。

日系企業は、インドネシアでの模倣品対策として、メディアでの告知、警告状の送付（流通業者等に対して）、市場摘発、民事訴訟、刑事処理（警察による摘発）など「あらゆる手を尽くしているが、手間もお金もかかる」ため、税関の協力を得て水際で差し止めることができればよいとの指摘がある（日系企業談）。

しかしながら、模倣品対策の水際措置に関する手続きは、現行法では、商業裁判所に差し止め請求を行い、裁判所から差し止め命令が税関に出され、税関から請求者に照会が来ることとなっているが、これは時間がかかりすぎる。また、企業自身でいつ模倣品が輸入されるかという情報を把握することも不可能である（日系企業談）。さらに、密輸なども多く、水際対策をとる場合には安全性確保に細心の注意が必要となることも事実（関係者談）。

税関に対する教育、さらには国内市場も含む知的財産保護に関する対策全般について、担当者等の知識や能力、モラル等の制約から即効性は期待できにくい面もあるが、日本側の取組み姿勢を示すことによる防圧効果は生じるものと考える（関係者談）。

なお、水際および国内で差し止め申請を活用する場合にも、手続き活用に際しては保証金の負担が障害のひとつとなると認識されている。